

第6章 考古学調査計画

1. 考古学調査の基本方針

「整備基本計画」には、まんだら堂やぐら群については「歴史空間ゾーン」として「考古学調査の成果をふまえ、(中略)やぐら群と平場空間を中心に、景観復元を積極的に進める」とする一方、その他のゾーン（A区・C区・D区）については、遺構の保存対策のための調査や工事、維持管理工事および便益施設の建設などの整備工事に伴い、必要最小限の発掘調査を実施するという方針が策定されている。

整備基本計画の策定に先立ち、地下遺構の状況把握を目的として指定地内各所で実施した確認調査等に加え、平成17年度及び平成18年度には、まんだら堂やぐら群で発掘調査を実施した。

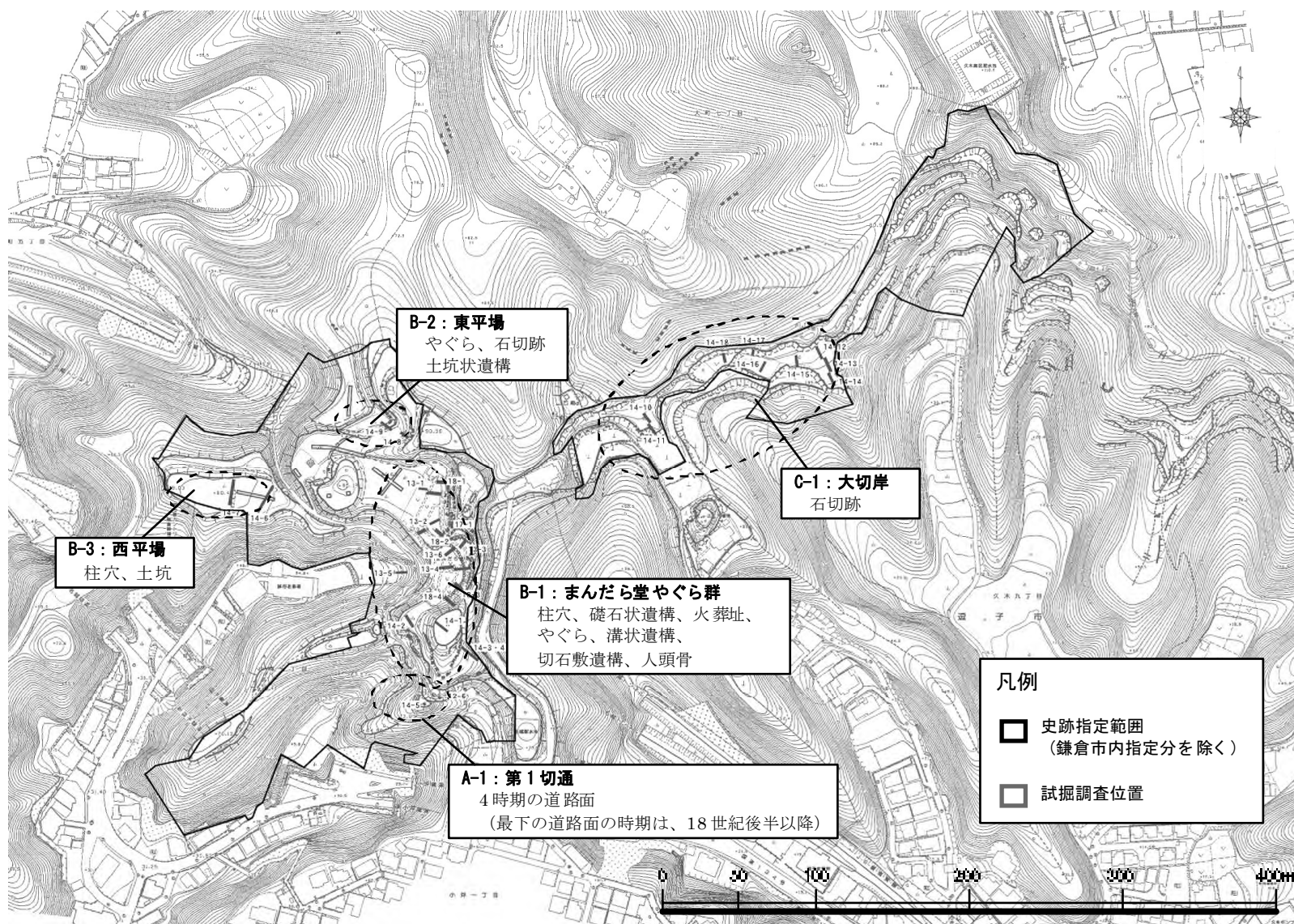
平成17年度の調査では、やぐら群A群とB群の中間地点で切石敷の遺構が検出されている。また、平成18年度には、やぐら群A群及びB群前面の盛土帯が最終的に現代になって形成されていることが明らかとなったほか、地中から新たにやぐらが検出されるとともに、天井等が崩落しているやぐらも、崩落土の下には往時の遺構が良好に遺存する可能性が確認された。また、野ざらしの石塔類の現況記録作業の過程で、新たにF群、G群やぐらが発見されている。つまり、地上に表出している遺構、地下に埋蔵されている遺構ともに、その遺存状況及び内容についての情報収集にはまだ多くの課題が残されていることになる。

これまでの発掘調査結果等をふまえると、まんだら堂やぐら群については、景観復元に先立って、地下遺構の情報収集を目的とした本格的な発掘調査を実施する必要がある。したがって、当該ゾーンの全域にわたって、少なくともやぐらの分布、規模及び形状を確認、記録するとともに、平場部分の地下遺構の内容把握を目的とした考古学調査を継続的に実施するものとする。

一方、その他のゾーンについては、便益施設等の整備工事に先立ち、地下遺構に影響を及ぼさずに施工するために、地下遺構の状況把握を目的とした発掘調査を実施するものとする。

発掘調査の基本方針

- まんだら堂やぐら群（B区）については、第2期整備で地下遺構の表現整備を行うために必要な情報収集を目的とした学術調査を、第1期整備の段階から積極的かつ継続的に実施する。具体的には、やぐらの分布、規模及び形状を確認するとともに、平場の空間利用についての情報を得ることを目的とした本格的な発掘調査を実施する。
- その他のゾーン（A区・C区・D区）については、第1期整備において、便益施設等の整備に先立つ発掘調査を、必要最小限の規模で実施する。
- 石塔類については、第1期整備において、現況の記録保存を図ったうえで、移設等も含めて保護措置を講じる。また、これに伴って可能な限り組み合わせを検討するなど、景観復元に資する情報を整理する。



(逗子市教育委員会 2004『史跡名越切通 確認調査報告』より引用、加筆作成)

図6-1 各エリアで確認されている遺構(これまでの確認調査より)

2. 考古学調査の具体的な内容

(1) 整備工事のための発掘調査（指定地全域）

- 対象範囲 指定地全域を対象とし、便益施設・サイン類等掘削を伴う設備を計画する範囲について必要に応じて設定する。工事に先立って、原則として着工の前年度に実施するものとし、範囲が広範囲に及ぶ場合は複数年で実施することも検討する。
- 調査目的 第1期整備における整備工事を、地下遺構に影響を及ぼさない範囲で設計するために、主に遺構面の深度確認等、遺構の保護措置を図るために必要な情報を収集することを目的とする。
- 調査方法 調査にあたっては、国指定史跡名越切通整備委員会の指導を得て、逗子市教育委員会が直営で実施する。
調査に先立ち、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第125条第1項の規定に基づき、現状変更等について文化庁長官の許可を得る。
トレンチ設定による分層発掘とし、概ね中世に属する遺構の確認までを原則とする。また、調査後は速やかに発生土を敷き戻す等、遺構の養生を図る。
- 調査成果 国指定史跡名越切通整備委員会に報告のうえ、速やかに整理作業を実施し、3年以内に報告書として刊行する。
調査及び資料整理の途中段階においても、現地説明会を開催する等、適宜公開活用を図る。

(2) 遺構表現等のための情報収集を目的とした学術調査（B区）

- 対象範囲 まんだら堂やぐら群及びその周囲に広がる平場
調査は、B-1：まんだら堂やぐら群エリア、B-2：東平場エリア、B-3：西平場エリアの順に実施する。
- 調査目的 第2期整備において遺構の表現整備を行うために、往時の空間利用のあり方についての情報を得て、景観復元に資することを目的とする。
- 調査方法 調査にあたっては、国指定史跡名越切通整備委員の指導を得て、逗子市教育委員会が直営で実施する。
調査に先立ち、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第125条第1項の規定に基づき、現状変更等について文化庁長官の許可を得る。
平面的な分層発掘とし、概ね中世に属する遺構の確認までを原則とする。また、調査後は速やかに発生土を敷き戻す等、遺構の養生を図る。
- 調査成果 国指定史跡名越切通整備委員会に報告のうえ、速やかに整理作業を実施し、3年以内に報告書として刊行する。
なお、調査及び資料整理の途中段階においても、現地説明会を開催する等、適宜公開活用を図る。

表 6 - 1 考古学調査の年次計画

ゾーン	エリア	短期			中期			長期		
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
整備工事のための発掘調査（指定地全域）										
A 区	A-1：第 1 切通 A-2：第 2 切通 A-3：第 3 切通		・説明板等 設置箇所		・園路・滞留スッ ト整備箇所					
B 区	B-1：まんだら堂 やぐら群		・柵、説明板、 管理棟等整備 箇所 ・盛土帯 ・工事対象やぐ ら床面 (No. 35、40)	・盛土帯						
	B-2：東平場		・園路・管理用 通路、説明板 等設置箇所							
	B-3：西平場		・エリア入口・ 管理用通路、 説明板等設置 箇所						・エリア内園 路・転落防止 柵等設置箇所	
C 区	C-1：大切岸		・説明板等 設置箇所		・大切岸上園路 整備箇所	・大切岸前面平 場整備箇所				
	C-2：石切場跡		・説明板等 設置箇所						・転落防止柵、 階段設置箇所	
D 区	D-1：小坪階段口		・案内板等 設置箇所	・トイレ 設置箇所	・外灯、階段等 設置箇所					
	D-2：亀が岡 団地口		・案内板等 設置箇所			・車止め等 設置箇所				
遺構表現のための情報収集を目的とした学術調査（B区：まんだら堂やぐら群）										
B 区	B-1：まんだら堂 やぐら群		・石塔類の組合 せ検討							
			・B 群前面平場 (約 300 m ²)							
	B-2：東平場 B-3：西平場					・A 群前面平場 (約 2,700 m ²)				
										第 2 期整備以降

注) “整備工事のための発掘調査” は、基本的に整備工事を実施する年度の前年に実施することで年次計画を立案した。ただし、平成 19 年度は発掘調査を実施しないため、平成 20 年度に平成 20 年度及び平成 21 年度の整備工事箇所の発掘調査を実施する計画とした。